

事務連絡
令和 6 年 12 月 26 日

各府省庁等理解増進施策担当部局（課・室） 御中

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当）

令和 5 年度性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する施策の実施の状況について

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）第 7 条の規定に基づき、令和 5 年度における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）の実施の状況について、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

各府省庁等におかれましては、他府省庁等の取組状況も参考にしつつ、所掌に応じて適切に理解増進施策の実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本資料については、本日開催した第 8 回理解増進連絡会議の資料として、内閣府ホームページ (https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/meeting/k_8/index.html) において公表しています。